

公 示

熊本防衛支局が行う随意契約を予定している工事への参加の申込みについて、以下のとおり公示します。

令和2年12月14日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長 石倉 三良

以下に掲げる工事は、次の要件に該当するため、当該要件を満たす契約企業との随意契約を予定しているものです。必要となる要件を満たし、同工事への参加を希望される企業等がありましたら、一般競争入札を行いますので、要件を満たすことを証明できる書類と共に、期限までに総務課契約審査係まで申込んで下さい。

1 工事件名：奄美(30)新駐屯地(瀬戸内地区)敷地造成(その2)追加工事（仮称）

(1) 該当要件

工事中における当初予期し得なかった事象の変化等によって、前工事に引き続き施工される工事であって、前工事と施工者が異なる場合、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工の確保が困難なもの。

また、本来一体とすべき構造物等（一体の構造物等として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）を、施工される一体不可分の工事であって、契約不適合責任を明確に分離することが困難なもの。

(2) 申込期限日

令和 年 月 日（未定）

(3) 参加の申込みに必要となる要件

奄美(30)新駐屯地(瀬戸内地区)敷地造成工事(その1)（前工事）に係る契約不適合責任等を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。